

平成25年 7月10日
東 京 大 学

東日本大震災により被災した平成26年度入学志願者の検定料の免除について

本学では、被災された方の経済的負担を軽減し、受験者の進学機会の確保を図るため、平成26年4月入学者(平成25年10月1日入学者を含む)に係る検定料を免除する特例措置を講じます。

○特例措置の概要

1. 免除対象となる入学者選抜試験

- (1) 平成26年度学部入試(一般入試(前期・後期日程)、外国学校卒業学生特別選考、学部英語コース特別選考、学士入学、編入学)
- (2) 平成25年10月入学者及び26年4月入学者に係る大学院入試(平成25年10月1日又は平成26年4月1日に大学院正規課程への入学に係るものを対象とし、出願期間が平成25年4月1日から平成26年1月31日までの期間内に行われる入学試験)
- (3) 平成26年度教育学部附属中等教育学校入学検査及び後期課程編入学試験

2. 対象者

上記1に掲げた試験の志願者で、次のいずれかに該当する方を対象とします。

- (1) 東日本大震災における災害救助法が適用されている地域(東京都を除く)で被災した志願者で、次のいずれかに該当する方
 - ア 学資負担者が所有する自宅家屋が全壊、大規模半壊、半壊、流失した場合
 - イ 学資負担者が死亡又は行方不明の場合
- (2) 居住地が福島第一原子力発電所事故により、警戒区域、計画的避難区域、帰還困難区域、居住制限区域又は避難指示解除準備区域に指定された方

3. 申請方法

次の書類を提出願います。

- (1) 検定料免除申請書
- (2) 次のいずれかの証明書類
 - ・上記2の(1)アに該当する方…公的機関が発行する災害証明書(コピー可)
 - ・上記2の(1)イに該当する方…公的機関が発行する死亡又は行方不明を証明する書類(コピー可)
 - ・上記2の(2)に該当する方…公的機関が発行する被災証明書(コピー可)
- (3) 返還請求書

4. 免除方法等

申請のあったものについて、審査の結果、対象となると判断した場合、払込済みの検定料を返還します。

なお、免除の結果については、決定者は返還請求書に記載された指定口座への振込みをもって決定の通知とし、この他については別途連絡いたします。

5. 日程

- (1) 申請受付時期 平成26年3月3日(月)～7日(金)
- (2) 返還時期 平成26年4月中

6. その他

- ・申請書類(検定料免除申請書、証明書類、返還請求書)に不足や、記載内容に不備がある場合には、免除の対象とはなりませんので、提出にあたってはご注意ください。